

令和6年度 東久留米市
指定管理者モニタリングシート（令和5年度実績）

1 対象施設の概要					
施設名称	八幡町地区センター		所管部署	福祉保健部 福祉総務課	
所在地	東久留米市八幡町2－7－6 1		開設年度	昭和54年度	指定管理者制度の導入年度 平成18年度
施設の設置目的	市民及び地域社会の福祉増進を図るため、地区センターを設置し、広く市民の利用に供する。				

2 指定管理者の概要					
指定管理者名	社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会		指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日	
指定管理者所在地	東久留米市滝山4－3－1 4		初回指定年度	平成18年度	利用料金制の有無 無
他自治体での業務実績	無				
指定管理業務の概要	老人福祉センター部分として、60歳以上の高齢者を対象に無料で娯楽室、団らん室、浴場の運営を行い、また、地域のコミュニティ施設として、それ以外の年齢の者を含め、会議室を貸している。				

3 指定管理事業の実績・収支等									
延べ利用人数		使用料収入		指定管理料		事業全体収支			
						収入		支出	
令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
4,805 人	4,895 人	113 千円	159 千円	9,439 千円	9,195 千円	9,439 千円	9,195 千円	9,439 千円	9,195 千円
前年度比率	101.9%	前年度比率	140.7%	前年度比率	97.4%	前年度比率	97.4%	前年度比率	97.4%

※百円以下の金額は切り捨て

4 モニタリング事項		
項目	確認事項	チェック欄
公平な使用の確保	＜公平性の確保＞使用許可は適切に行われたか、不適切な利用制限はなかったか	✓
市民サービスの向上	＜事業等運営＞新たなサービスの提供等、具体的なサービスの向上を図っているか	✓
	＜施設維持管理＞設備機能維持のための保守点検、清掃業務・光熱水費・備品管理等に遺漏はないか	✓
	＜情報管理＞個人情報保護及び情報公開について十分配慮し、必要な措置を講じているか	✓
	＜危機管理＞事故・災害等に対する綿密な危機管理体制が整っているか	✓
	＜市民協働＞地域住民と協働した取り組みがなされているか	✓
	＜ノーマライゼーション＞障害者や高齢者等に配慮した運営をしているか	✓
	＜モニタリング＞利用者の満足度を図る仕組みや事後評価がなされているか	✓
経費の節減など効率的な運営	＜収支の改善等＞利用者の増、経費の削減などの収支状況改善に向けた取り組みをしつつも、利用者にとって適正な運営をしているか	✓
	＜経費の妥当性＞管理運営経費は、収支計画に基づき、適正に執行されているか	✓
	＜再委託業務＞再委託されている業務の範囲は適切か	✓
	＜環境対策＞市の環境施策を理解し、省エネ省資源等、地球環境に配慮した管理運営がなされているか	✓
安定的な施設サービスの継続的な提供	＜サービスの信頼度＞施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全、安定的な施設管理ができているか	✓
	＜職員の専門性、配置体制＞職員の指導育成などが適正にされており、施設の管理及び事業の運営を行うにあたって十分な能力を有し、事業内容に適した職員が配置されているか	✓
	＜労働条件＞労働関係法令を遵守した勤務体制が確保されているか	✓
	＜経営基盤＞指定管理者（母団体）は、公共サービス事業提供者にふさわしい理念・方針のもと、経営が安定しており、施設を継続的・安定的に管理できる能力を有しているか	✓
施設の特性によるサービス提供	＜サービスの提供内容＞老人福祉センター部分は、老人福祉法等の関係法令の趣旨が生かされているか	✓
	＜サービスの提供内容＞コミュニティ部分は独自性も加味されているか	✓
※事業計画書等を参考に設定した各施設ごとの確認事項	—	
	—	

5 総評（現状と課題等を踏まえた施設所管部署による評価）
・新型コロナウイルスの5類移行に伴い減少していた利用者数が徐々に戻っている傾向にある。 ・「地区センターぎやらりー」、「壁新聞」等の試みにより、地区センターの活動を広く周知したことは、評価できるところである。

6 次年度以降に向けた方向性
・利用者増に向けた新たな取り組み等、市民サービスの向上に努めてもらいたい。 ・引き続き、自主事業として高齢者向けデジタル支援事業を実施していただきたい。 ・引き続き、住宅街にある施設であることから、近隣との関係性を良好に保っていただきたい。 ・今後もより魅力的な地区センター事業を実施していただきたい。